

ドローンパイロット候補生 募集要項

1. ドローンパイロット育成事業について

東庄町では、地域の若者や住民がドローンを活用した地域の活性化や新たなビジネスチャンスを創出することを目的とした、ドローンパイロット育成事業（以下、「本事業」という。）を実施します。本事業は、町内に在住の16歳から40歳の方を対象に、ドローンの民間ライセンスを取得する講座にかかる費用の一部を町の負担により受講するものです。

受講者には、民間ライセンス取得取得後もドローンの国家資格取得を目指して、将来にわたって町で活躍できる方を募集しています。

2. 本事業の募集人数は、6名です。

3. 応募資格は以下のすべての項目に該当する方を対象とします。

- 1) 令和6年4月1日時点で15歳以上39歳以下の方
- 2) 町内に在住している方
- 3) ドローン操縦に興味があり、積極的に講座に参加できる方
- 4) 受講会場まで通学できる方

4. 受講会場は、東庄町ドローンパーク（運営：一般社団法人国際ドローン協会）で、住所は東庄町小南941（旧東城小学校）です。

5. 講座内容は以下の通りです。

- 1) ドローンの基礎知識
- 2) ドローンの操縦技術（実技訓練を含む）
- 3) ドローンの法規制と安全管理
- 4) 飛行に関する許可申請の方法や書類作成について

6. 事業期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までです。

7. 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記の提出先に郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

提出書類

- 1) ドローンパイロット候補生応募用紙
- 2) 東庄町に住所があることがわかるもの（マイナンバーカードや保険証等）

受付期間

説明会終了後の令和6年8月19日（月）から随時受付

※応募用紙の最終受付は令和6年8月30日（金）17時15分（必着）までとなります。

提出先

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131

東庄町役場 総務課 企画財政係（役場2階13番窓口）

8. 選考方法

1) 一次選考〔書類選考〕

応募用紙の内容を審査し、書類選考結果を応募者全員に通知します。

2) 二次選考〔個別面接試験〕

一次選考合格者を対象に、個別面接試験を行います。試験日については一次選考合格者と調整のうえ、決定します。

3) 最終選考結果の通知

最終選考結果は、二次選考受験者全員に通知します。講座開始時期や受講時間及び日程については、受講者と調整のうえ、決定します。

9. 注意事項

本事業の講座に関しての受講料は町の予算額の範囲内で町が負担いたしますが、交通費や食費等は受講者の自己負担となります。講座受講期間中は東庄町が用意したドローンを使用します。

10. キャンセルおよび受講中断について

合格後にキャンセルする場合や、途中で受講を中断する場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

11. 問い合わせ先

東庄町役場 総務課 企画財政係

Tel：0478-86-6084

E-mail：kikaku@town.tohnosho.lg.jp